

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年2月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800214号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800054号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年3月3日から昭和51年1月28日まで
② 昭和51年1月28日から同年4月1日まで

私は高校卒業後、昭和50年3月からB事業所内でC業務に従事し、給料はA社より支給されていた。その後、昭和50年に、B事業所の採用試験に合格したため、昭和51年1月27日にA社を退社し、同年1月28日から同年3月31日までB事業所に臨時職員として勤務したが、両事業所の厚生年金の記録がない。

当時の同僚は、現在、A社で勤務していたときの厚生年金と、B事業所で臨時職員として勤務していたときの厚生年金をそれぞれ受給していると聞いたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が当該期間後に勤務したとするB事業所の事業を承継しているD社が提出した個人履歴書には、「50. 3. 3 A社へ入社」及び「51. 1. 27 退社」と記載されており、請求者がA社において仕事の内容や雇用形態が同じであった同僚として氏名を挙げた複数の者には、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該者は、請求者がA社において自身と同じ場所及び同じ雇用形態で勤務していたと回答していることから、請求者が当該期間において、A社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者は請求期間①に係る給与明細書を所持しておらず、A社も当該期間の資料は無い旨回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

なお、A社において昭和51年4月に採用されたとする者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和52年12月1日とされていることから、昭和51年当時、同社では、必ずしも従業員の勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らないことがう

かがえる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、前述の個人履歴書及びB事業所の清算業務を行うE事業所の回答から、請求者が請求期間②において、B事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は請求期間②に係る給与明細書を所持しておらず、D社は、請求者の請求期間②に係る賃金台帳等を保管していない旨回答している上、E事業所は、「B事業所から支払いに関する資料が承継（保存期間超過のため廃棄）されておらず、申立期間の事実関係を確認することはできません。」と回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

なお、請求者と同時期にB事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者について、請求者と同様に、同被保険者資格を取得する前に臨時職員の期間が確認できるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことなどから、請求期間②当時、B事業所では、必ずしも全ての臨時職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。